

職員の出向に関する規程を次のように定める。

平成17年1月20日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

## 職員の出向に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、職員就業規則（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第14号）第30条第2項に基づき、職員の出向に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 職員の出向先は、次に掲げる機関等とする。

- (1) 国
- (2) 行政執行法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人をいう。）
- (3) 地方公共団体
- (4) 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等
- (5) その他前4号に掲げる法人、機関等に準ずるものとして職員を出向させることが適当と理事長が認める機関等

(出向命令等)

第3条 理事長が職員に出向を命ずる場合は、業務に支障のない限りできるだけ早期にその旨を本人に提示し、出向先の労働条件及び期間等を説明した上で同意を得なければならない。

(出向期間)

第4条 出向期間は、出向の際に出向させる目的等に応じ、一の出向につき3年を超えない範囲内において、出向先と協議して決定するものとする。

2 出向の期間は、前条に準ずる方法で職員の同意を得た上でこれを更新することができるものとする。

(出向職員の身分)

第5条 出向中の職員は就業規則第31条第1項第3号により休職扱いとし、出向期間中の所属は総務部とする。

(出向期間の取扱い)

第6条 機構の退職手当における出向期間の取扱いについては、職員退職手当規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第5号）に定めるところによる。

(服務等)

第7条 出向中の職員は、機構の名誉及び信用の保持に努めるとともに、出向先の規則等を遵守し、忠実に業務を遂行しなければならない。

(出向中の職員の勤務条件)

第8条 出向中の職員の勤務時間、休日・休暇等の勤務条件は、出向先の定めるところによる。

(給与)

第9条 出向中の職員の給与は、原則として、出向先の規程等に基づき、出向先が支給するものとする。

(復職)

第10条 出向中の職員の出向期間が満了した場合は、機構に復職するものとする。ただし、出向期間中であっても出向先機関において休職又は懲戒に相当する事由が生じたときその他機構及び出向先が必要と認めたときは、当該命令を解き機構への復職を命ずることができる

(その他)

第11条 出向先の事情その他特別な事情により、出向者に関する取扱いについて本規程が想定しない事態が発生した場合は、出向先と機構とが協議の上処理する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成17年1月20日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成23年規程第19号) 抄

(施行期日)

1 この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成27年規程第7号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。